

小郡市農業応援の店登録基準

1 趣旨

小郡市農業応援の店登録事業は、小郡市産の農産物、畜産物、林産物及び水産物、並びにこれらを使った加工品（以下「農産物等」という。）を積極的に販売・活用する店舗等を、小郡市農業応援の店（以下「応援の店」という。）として登録することにより、小郡市産の農産物等の消費拡大と地産地消の推進を図ることを目的に実施するものとし、応援の店の登録基準は以下のとおりとする。

2 対象店舗等

小郡市内の小売店、直売所、加工食品販売店、飲食店等とする。

3 登録基準

(1) 共通事項

- ① 小郡市産の農産物等を積極的に使用すること。
- ② 食の安全・安心に十分に配慮した農産物等及び料理を市民に提供すること。
- ③ 小郡市内に本社を有すること（ただし、飲食店等を除く。）。市外に本社を有する店舗については、小郡市産農産物等の直売コーナーに限る。
- ④ 応援の店に登録された後に、配布されたPR資材を店舗や売場に掲示すること。
- ⑤ 応援の店登録店について、ホームページや広報等により、市が紹介することを承諾すること。

(2) 直売所・直売コーナー・小売店

- ① 週3日以上営業している店舗であること。ただし、生産者の行う朝市又は直売所については、この限りでない。
- ② 店舗内に小郡市産の農産物等の販売コーナーがあり、その表示を行うこと、又は、各農産物等の販売コーナーの中で小郡市産の農産物等を集積し、ポップ等により小郡市産であることを表示すること。

(3) 加工食品販売店

- ① 小郡市産の農産物等を主原材料として作られた商品があること。
- ② 原材料表示に小郡市産の表示に努めること。ただし、他の法令に定めのあるものについては、この限りでない。

(4) 飲食店等

- ① 米については、小郡市産の使用に努めること。
- ② 小郡市産の農産物等を使用した料理があること。

- ③ 食材として使用した小郡市産の農産物等をメニュー等に表示するよう努めること。
- ④ 応援の店に認定された後においても、小郡市産の農産物等を使った料理を増やしていくよう努めること。

(5) その他

仲卸商店など、利用者が事業者に限る場合や、社員食堂、福祉施設、学校など、利用者が社員、入所者、学生などに限る場合においても、登録することができる。

なお、登録基準については、小売店及び飲食店等と同様の条件を満たすものとする。

4 申請者

応援の店の登録申請を行うことができるものは、対象店舗等の事業主とする。なお、直売所及び直売コーナーについては、出荷者及び出荷者団体も登録の申請を行うことができる。

社員食堂、福祉施設、学校等は、施設の事業主又は代表者及び食堂経営者双方の同意のもと、いずれかの代表者が申請を行うことにより、登録することができるものとする。